

大和高田市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 目的

本要項は、国の熱中症対策実行計画に基づき、市民等のために暑さをしのぐ避難場所として、また、平時からの熱中症を予防するための休息場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めるものである。

2 募集施設

大和高田市内の民間施設

3 クーリングシェルター指定の要件

クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。

- ① 冷房設備は、適切に維持管理および稼働し、設定温度は避難者が快適に過ごせる温度であること。
- ② 受け入れ可能人数に応じて、ひとりあたりの空間を適切に確保するとともに、休息できる椅子・ソファ等を配置すること。
- ③ 避難者が持ち込む、熱中症予防のための飲食が可能であること。
- ④ 避難者にはクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行う。（指定後に掲示物を配布）
- ⑤ 開放可能日時（※1）に、熱中症特別警戒アラートが発表された時は必ず開放すること。
- ⑥ 熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合も、熱中症特別警戒アラート等の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）の開放可能日は、市民が暑さからしのぐことのできる休憩場所として提供することができるように努めること。
- ⑦ 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努めること。

（※1）各施設がクーリングシェルターとして開放できる日時

4 応募方法

別添「大和高田市クーリングシェルター応募用紙」に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、大和高田市健康増進課に提出する。

5 応募先

住所：635-0096 大和高田市西町1番45号

宛名：大和高田市 健康増進課

TEL：0745-23-6661

FAX：0745-23-6660

Email：sukoyaka@city.yamatotakada.nara.jp

6 提出後の流れ

市担当との調整のうえ、協定を締結していただいたのちに、市ホームページ等へ指定施設の公表（名称、所在地、施設開放日と開放時間帯、受入可能人数）・運用開始

7 運用期間

4月第4水曜日から10月第4水曜日

8 その他

- ・ 施設管理者は市と協定を締結していただきます。
- ・ 今年度指定を受け協定を締結した場合、次年度以降は、自動更新とさせていただきます。指定の解除が必要なときは、早めにお知らせください。
- ・ 休憩に訪れた利用者の案内対応等は、各施設でお願いします。
- ・ クーリングシェルター指定後の管理及び運営については、各施設で行ってください。
- ・ クーリングシェルターの開放にあたって必要な経費（冷房設備の電気代等）は各施設でのご負担となりますので予めご了承ください。
- ・ クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合であっても市は損害賠償の責任を負いません。